

# 総合職試験受験者の官庁訪問について

—平成29年度国家公務員採用総合職試験における取扱い—

内閣官房  
人事院

総合職試験の合格者の官庁訪問については、次のとおりです(法務区分及び教養区分を除く)。

**官庁訪問は、7月5日(水) 午前8時30分開始です！**

## 官庁訪問について

官庁訪問は、志望府省等に採用されるための重要なステップです。

平成29年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)(法務区分を除く。)及び同試験(大卒程度試験)(教養区分を除く。)(以下「平成29年度総合職春試験」という。)受験者の官庁訪問の方法については、各省庁人事担当課長会議申合せにより決められています。

(注) 平成29年度総合職春試験のほか、平成27年度及び平成28年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分等を含む。)及び同試験(大卒程度試験)(教養区分等を含む。)からいわゆる事務系職員として採用されるために官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用される場合を除き、適用されます。

|    |         |     |                 |       |   |   |   |  |    |                 |    |    |    |      |    |                    |    |
|----|---------|-----|-----------------|-------|---|---|---|--|----|-----------------|----|----|----|------|----|--------------------|----|
| 月  | 6月      | ... | 7月              |       |   |   |   |  |    |                 |    |    |    |      |    |                    |    |
| 日  | 30      |     | 3               | 4     | 5 | 6 | 7 |  | 10 | 11              | 12 | 13 | 14 |      | 18 | 19                 | 20 |
| 曜日 | 金       |     | 月               | 火     | 水 | 木 | 金 |  | 月  | 火               | 水  | 木  | 金  |      | 火  | 水                  | 木  |
|    | 最終合格発表日 |     |                 | 訪問開始日 |   |   |   |  |    |                 |    |    |    |      |    | 内(午後5時以降)<br>々々定解禁 |    |
|    |         |     | 隔日訪問<br>(3日に1回) |       |   |   |   |  |    | 隔日訪問<br>(2日に1回) |    |    |    | 連日訪問 |    |                    |    |

### ▶ 第1次試験合格発表後の広報活動

第1次試験合格発表日の5月12日(金)から訪問開始日の7月5日(水)午前8時30分までの間は、受験者の参加を求める形式で実施する広報活動については、①人事院又は内閣人事局が主催する説明会及び②特定の日に各省庁が実施する業務説明会のみ実施されます。説明会については、各府省等から採用についての説明等を受けることのできる機会ですので、近くで開かれる説明会に参加して、興味のある、あるいは志望する府省等の業務内容及び採用予定等の情報を得ていただくことをおすすめします。また、上記の業務説明会以外にも、各府省等のホームページ、メーリングリスト、SNS等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うこととしております。

なお、業務説明会への参加は任意であり、その後の選考活動に影響を与えるものではありません。

また、参加しなくても、そのことを理由に不利益な取扱いはいししないこととしています。

※ 採用面接を行うものではありません。

- ①人事院又は内閣人事局が主催する説明会  
(内閣人事局主催) 5月13日(土)(東京)  
(人事院主催1回目) 5月15日(月)～5月29日(月)(札幌、仙台、東京、京都、福岡)  
(人事院主催2回目) 6月22日(木)～6月23日(金)(東京)
  - ②以下の日に各省庁が実施する業務説明会  
5月17日(水)、19日(金)  
6月10日(土)、19日(月)、27日(火)、29日(木)
- 説明会等の詳細については、別途、人事院ホームページに掲載します。

### ▶ 官庁訪問の開始

官庁訪問は、7月5日(水)の午前8時30分の開始となります。官庁訪問の受付(予約を含む)も7月5日(水)午前8時30分からとなります。官庁訪問開始までは、各府省等とも面接等の選考活動は一切行わないこととしており、5日(水)から始まる官庁訪問の電話やメール等による予約の受付等も行っていないので、ご注意ください。

官庁訪問では採用面接が行われます。各府省等は、官庁訪問を通じて訪問者が各府省等にとって適した人材であるかどうか、行政に対する意欲がどの程度であるかなどを評価し、採用者を人選します。内々定を得るためには、必ず官庁訪問をしてください。

なお、地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないこととしております。特に、遠方にお住まいの方は、上京の時期・期間等を人事担当者に告げるなどして、計画的に効率よく訪問するようにしてください。

また、官庁訪問の際には、必ず身分証明書（学生証等）を携帯してください。

### ▶ 官庁訪問の方法（隔日訪問期間の設定等）

官庁訪問期間中の訪問開始時刻は、7月5日(水)から7月7日(金)までの間は午前8時30分から、7月10日(月)以降は午前9時からとなっています。

7月5日(水)から7月12日(水)までの間は、同一府省等へは、同訪問日の翌日・翌々日については訪問は受け付けません（3日に1回の訪問）。ただし、この3日に1回の隔日訪問期間は、7月12日(水)までとされていますので、7月11日(火)又は7月12日(水)に訪問した受験者が同一府省等を7月13日(木)に訪問することは可能です。

7月13日(木)から7月14日(金)までの間は、同一府省等に2日続けての訪問は受け付けません（2日に1回の訪問）。ただし、この2日に1回の隔日訪問期間は、7月14日(金)までとされていますので、7月14日(金)に訪問した受験者が同一府省等を7月18日(火)に訪問することは可能です。

なお、訪問開始日以降も土曜日、日曜日及び祝日は、各府省等とも受験者との接触は、電話、メール等を含め一切行わないこととしています。官庁訪問の受付もいたしません。したがって、金曜日（7月7日）に訪問した府省等をその次の月曜日（7月10日）に再び訪問することは、2日連続での訪問に当たり、行うことができませんのでご注意ください。

内々定の解禁は、7月19日(水)午後5時以降となっています。なお、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（7月20日(木)以降を含む。）になる場合もあり得ます。

### ▶ その他

各府省等は、訪問した受験者への対応においては、できる限り待ち時間を縮減し、早期に帰宅させるよう努力するとともに、地方受験者に不利にならないよう、十分配慮することとしています。また、民間企業の面接等の予定がある受験者を過度に拘束することのないよう配慮することとしています。さらに、授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行うこととしています。その他、受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わないこととしています。

各府省等は、内々定解禁日である7月19日(水)午後5時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととしています。

※ 各省庁人事担当課長会議申合せについては、人事院又は各府省等のホームページをご覧ください。  
また、人事院及び各府省等ではホームページに関連情報を掲載していますのでご覧ください。

## 採用相談について

人事院人材局企画課では、採用に関する相談に応じています。官庁訪問の方法や採用までの手順等について疑問、質問がありましたら、お気軽にお尋ねください。

### ▶ 官庁訪問に関する通報

次のような事例は「申合せ」に反するおそれがありますので、万一そのような場合がありましたら、電話（下記連絡先）やメール（国家公務員試験採用情報ナビ内の「お問い合わせ」）をご利用ください。）にて通報してください。

- 第1次試験合格発表日から訪問開始日までの間に、人事院若しくは内閣人事局が主催する説明会又は特定の日に各省庁が実施する業務説明会以外の場において、各府省等の職員から呼び出しがあり勧誘を受けた。
- 隔日訪問期間中に、2日以上続けて各府省等の職員から呼び出しがあった。
- 訪問開始日以降の土曜日、日曜日及び祝日に各府省等の職員から呼び出し、電話、メール等があった。
- 深夜まで待たされる、深夜に長時間にわたる電話をされるなど過度な拘束を受けた。  
（午後10時以降にわたって受験者を拘束することは行っていないこととなっています。）
- 内々定解禁前に、内々定に類似する言動があった。

人事院人材局企画課（受付時間 9：30～17：00 土日祝を除く。）



〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3

TEL 03-3581-5311(内線)2315, 2316 03-3581-5314(直通)



人事院ホームページ〈国家公務員試験採用情報ナビ〉

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>